

熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業実施要綱

制定 令和6年 5月 2日中央区長決裁

改正 令和6年12月11日中央区まちづくりセンター所長決裁

(目的)

第1条 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域においてはコミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足が喫緊の課題となっている。こうした中で、熊本市中央区では企業や学校等が集積しているという特性を活かし、社会貢献を希望する企業や学校等と課題を抱える地域団体等をマッチングさせることにより、課題解決に向けた取組を支援し、持続可能な地域社会の構築と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域団体」とは、熊本市区の設置等に関する条例（平成23年12月19日条例第61号）で定める中央区（以下「中央区」という。）を活動の拠点とし、熊本市自治基本条例（平成21年9月18日条例第37号）で定める地域コミュニティ活動を行う団体（個人を除く。）であって、営利を目的としないものをいう。

2 この要綱において「企業」とは、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第2条で定める公共法人、公益法人等、協同組合等、普通法人その他市長が特に認める個人であって、地域貢献を希望するものをいう。

3 この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条で定める学校及び第124条で定める専修学校であって、地域貢献を希望するものをいう。

4 この要綱において「企業等」とは、企業又は学校をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、熊本市とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 意見交換会及びワークショップの実施
- (2) 個別マッチング会の実施
- (3) 地域コミュニティ活動に関する情報共有

(参加資格)

第5条 事業の参加資格は、第1条の目的に賛同する地域団体又は企業等を構成する組織（以下「応援事業団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず応援事業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 事業が政治的活動又は宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認めるとき。

- (2) 公序良俗に違反すると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は熊本市暴力団排除条例（平成23年12月19日条例第94号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者が、役員、従業員、社員又はその他構成員であるとき。
- (4) 市及び他の応援事業団体その他関係者の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあると認めるとき。
- (5) 解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認めるとき。
- (6) その他事業の実施にあたり重大な支障が生じると認めるとき。

（事業の登録）

第6条 事業の参加を希望する応援事業団体の代表者（以下「代表者」という。）は、熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならないものとする。ただし、次に掲げる者は登録申請を免除する。

- (1) 熊本市と包括連携協定を締結している企業
- (2) 熊本市中央区の校区自治協議会に所属している団体及び熊本市中央区の町内自治会
- (3) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第244条の2で定める本市の指定管理者
- (4) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者
- (5) 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する参加者名簿に登録されている者
- (6) 熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱第5条に規定する参加者名簿に登録されている者
- (7) 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第10条に規定する有資格業者名簿に登録されている者
- (8) その他市長が認める者

2 市長は、様式第1号による申し込みがあったときは、前条の参加資格を確認し、登録を承認する場合は熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録承認通知書（様式第2号－1）により、登録を承認しない場合は熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録不承認通知書（様式第2号－2）により、代表者に通知するものとする。ただし、登録を承認する場合において、応援事業団体として熊本市ホームページへ掲載することをもって、様式第2号－1による代表者への通知に代えることができるものとする。

（登録の変更）

第7条 代表者は、登録の内容に変更があったときは、熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならないものとする。

（登録の取消）

第8条 代表者は、事業への参加ができなくなったときは、熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録取消届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならないものとする。

2 市長は、応援事業団体が第5条の参加資格がなくなったと認めるときは、登録の取消をすることができるものとする。

3 市長は、応援事業団体の登録の取消を行うときは、熊本市中央区地域と企業等を結ぶ応援事業登録取消通知書(様式第5号)により代表者に通知するものとする。

(留意事項)

第9条 応援事業団体は、事業を実施する上で知り得た他の応援事業団体に関する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。この場合において、その守秘義務は契約期間終了後においても同様とする。

2 市は、地域団体と企業等とのマッチングを確約するものではない。

3 市は、地域団体と企業等とのマッチングにより何らかの権利義務が生じるものではなく、両者の協議により支援内容等を定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。